

201 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても技術移転事業者の役員の業務に従事できるようにすることにより、特定試験研究機関等における研究成果を活用した民間事業への技術移転を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する特定試験研究機関等の研究職員が人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に特定試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

202 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても研究成果活用企業の役員の業務に従事できるようにすることにより、試験研究機関等における研究成果の民間企業における活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

203 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても株式会社の監査役の職務に従事することができるようにすることにより、研究職員が有する監査役の職務についての必要な知見の活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ監査役兼業に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし